

会津若松地方広域市町村圏整備組合 公告第21号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則（平成20年会津若松地方広域市町村圏整備組合規則第4号）第115条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和8年10月30日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室 井 照 平

1	工事番号	環第15号
2	工事名	沼平最終処分場流末水路階段補修工事
3	工事場所	耶麻郡磐梯町大字更科字沼平 地内
4	工種	建築一式工事
5	工事の概要	1) 沼平最終処分場に設置の流末水路階段の補修
6	工 期	契約締結の日から令和9年2月17日（水）まで
7	予定価格	2, 717, 000円（消費税及び地方消費税込み）
8	低入札価格調査	地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設定しているので、調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札参加資格審査終了後に、組合の行う事情聴取に協力すること。また、失格基準価格を下記のとおり設定しているので、この価格を下回った入札を行った者は失格となる。
	① 調査基準価格の設定	調査基準価格率の基礎数値 0.903 調査基準価格は、調査基準価格率の基礎数値に開札時に代表者のくじ引きにより決定される0.000から0.009までのいずれかの数値（0.000に0.001を順次加えた数値）を加算して得られた数値（以下「調査基準価格率」という。）を予定価格に乗じて得た額（千円未満切捨）とする。 $\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times (\text{調査基準価格率の基礎数値} + (0.000 \sim 0.009 \text{の数値}))$
	② 低入札価格調査における失格基準価格の設定	失格基準価格は、入札額（消費税及び地方消費税込み。以下同じ。）の低い順に5者（入札参加者が5者に満たない場合はすべての参加者。ただし、入札参加資格要件のうち業者登録要件、工種登録要件及び地域要件を満たさないため入札無効となることが判明した者並びに入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となる者並びに入札額が予定価格を超過した者を除く。）の入札額の平均値に0.9を乗じて得た額（千円未満切捨）とする。ただし、失格基準価格が調査基準価格以上の場合は、調査基準価格を失格基準価格とし、失格基準価格が予定価格に調査基準価格率から0.05を減じて得た数値を乗じた額（千円未満切捨）以下の場合は、この額を失格基準価格とする。 $\text{失格基準価格} = \text{入札額の低い順に5者の平均額（税込）} \times 0.9$ ただし、 $\text{予定価格} \times (\text{調査基準価格率} - 0.05) \leq \text{失格基準価格} \leq \text{調査基準価格の範囲内}$
9	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時において次の①から⑩に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	①	会津若松地方広域市町村圏整備組合入札参加資格者名簿（工事）に登録されていること。
	② 登録内容	本組合に建築一式工事の工種登録のある者
	③ 地域要件	管内業者であること。 管内業者とは、入札参加資格者名簿登録において、構成市町村（会津若松市、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村及び会津美里町）に所在する本社又は本店を登録している業者。
	④ 建設業の許可等	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項による許可を受けていること。

	⑤	技術者の配置	この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。 現場代理人を施工場所に常駐配置できること。ただし、本組合が定める常駐義務の緩和要件等に該当する場合はこの限りでない。（配置する現場代理人は直接的かつ恒常的な雇用関係があること。）
	⑥	資格総合点数	建築一式工事の資格総合点数が 350 点以上であること。 資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査の該当工種の総合評定値の点数をいう。
	⑦	会津若松地方広域市町村圏整備組合工事等入札参加停止措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。	
	⑧	工事施工実績	同種工事の施工実績を有すること。
	⑨	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
	⑩	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。	
10	入札参加の申込		
	①	提出書類	制限付一般競争入札参加申込書（指定様式）
	②	提出方法	必ず指定様式により F A X で送信すること。なお、送信後は確認のため必ず電話連絡をすること。
	③	提出先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 業務係 電話番号 0242-27-9004 F A X 番号 0242-27-9005
	④	入札参加申込期間	令和8年10月30日（金）から令和8年11月10日（火）まで （土・日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで）
11	設計図書の閲覧		
	①	閲覧場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 住所 会津若松市神指町大字南四合字オノ神494番地3 電話番号 0242-27-9004
	②	閲覧期間	入札参加申込期間内とする。
12	設計図書の貸出		設計図書については、希望者に貸出する。（場所は閲覧場所と同じ） 希望者は貸出申請書（閲覧場所にあり）により申請すること。
13	設計図書等に対する質問		
	①	質問方法	本工事に関する質問は、原則として質問書（指定様式）により F A X で送信すること。なお、送信後は、確認のために電話連絡すること。
	②	質問書送付先	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 電話番号 0242-27-9004 F A X 番号 0242-27-9005
	③	質問期限	令和8年11月5日（木） 午前 11時00分まで
	④	質問に対する回答	質問書の回答は、後日すみやかに質問者に F A X で回答するとともに、他の入札参加者についても F A X で通知する。
14	入札方法		
	①	提出書類	入札書及び価格内訳書（指定様式） 入札書の提出に併せ、価格内訳書を提出すること。また、入札書記載金額（税抜き）と価格内訳書の合計金額は一致すること。
	②	入札方法	直接入札
③	その他	代理人入札の場合は、委任状を持参すること。	
15	入札（開札）日時等		
	①	入札（開札）日時	令和8年11月11日（水） 午前 10時00分
	②	開札場所	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 3階会議室 住所 会津若松市神指町大字南四合字オノ神494番地3 電話番号 0242-27-9004
16	入札回数		初度のみの1回とする。
17	入札保証金		免除

18	入札参加資格審査	<p>入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者については、審査関係書類（入札参加資格審査調書及びその他必要な書類）の提出についてファックスにより通知する。落札候補者は、通知後２時間以内に当該書類をファックスにより組合に提出し、到着の有無を環境センター業務係に確認すること。</p> <p>なお、落札候補者が、組合が定める方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。</p> <p>（提出先）会津若松地方広域市町村圏整備組合 事務局 環境センター 業務係 電話番号 0242-27-9004 F A X 番号 0242-27-9005</p>
19	入札の無効	<p>① 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札</p> <p>② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札</p> <p>③ その他、入札条件又は組合において特に指定した事項に違反した入札</p>
20	契約事項	<p>会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則及び会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事請負契約規程（平成20年会津若松地方広域市町村圏整備組合告示第6号）並びに会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事請負契約約款に基づき契約締結する。</p>
21	契約保証金	<p>契約を締結しようとする者は、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第101条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p> <p>① この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>③ 請負代金額が500万円未満の工事請負契約を締結する場合</p>
22	その他	<p>① 応札者が1者の場合でも入札は実施する。</p> <p>② 当該入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めたとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。</p> <p>③ 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。</p> <p>④ 当該入札においては、会津若松地方広域市町村圏整備組合入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。</p> <p>⑤ 契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、CORINS（（一財）日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム）に登録すること。</p> <p>⑥ 入札結果（落札業者、落札金額等）については、会津若松地方広域市町村圏整備組合のホームページ（http://www.aizu-kouiki.jp/）において閲覧可能。</p> <p>⑦ 本工事は、労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後に速やかにその理由の確認を行う。 ア 理由の確認方法：書面の提出又は電話によるヒアリング イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。 書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。</p> <p>⑧ 本工事は、週休2日を確保する工事の対象外とする。</p> <p>⑨ なお、不明な点については、会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター 業務係に問い合わせのこと。 電話番号 0242-27-9004 F A X 番号 0242-27-9005</p>